

柳津町訓令第15号

柳津町広報誌等有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の広報誌等に有料で掲載することが出来る広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる対象は、次のとおりとする。

- (1) 町が発行する刊行物、印刷物及びそれに類するもの
- (2) 町のホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(掲載できる広告の基準)

第3条 掲載できる広告は社会的な信用性及び信頼性が持てるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれらに類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 広報誌等の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、町長が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告の方法等)

第4条 広告の方法、規格及び広告掲載料等は、広報誌等ごとに必要に応じ別表に定める。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、町広報誌、町ホームページ等により行うものと

する。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、柳津町広報誌等有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により、掲載しようとする広告の原稿及び電子データを添えて、次の期日までに申し込むものとする。

- (1) 町広報誌発行日(毎月最終金曜日)の1ヶ月前まで
- (2) その他町長が定める期日まで

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込書を受理したときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に柳津町広告掲載決定通知(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、当該広告掲載決定後14日以内に広告掲載料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(広告掲載の作成経費等)

第9条 広告原稿等の作成経費は、申込者の負担とする。

- 2 申込者は、広告原稿について、町長から表現内容等で掲載にふさわしくないとして表記変更等の指示があった時は、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すとともに、その結果を申込者に広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (2) 広告掲載料を納入しなかったとき
- (3) この要綱に違反があったと認めるとき
- (4) 広報作成上、支障があると認めるとき

(5) その他町長が特に必要があると認めるとき

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載が決定した後又は広告掲載期間内に、申込者の責めに帰さない理由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 掲載する広告について法的な手続が必要な場合は、申込者が行う。

3 第10条の規程により広告掲載を取り消した場合又は申込者の意志で広告掲載を中断した場合は、それによって生ずる一切の費用は申込者が負担する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

・別表（第4条関係）

方法（広告媒体）	規格	広告掲載料	掲載位置
町広報誌	縦40mm×横 85mm	月額5,000 円／1枠	町が指定します。

※その他、町ホームページ、町が発行する印刷物等における掲載の条件については、別途町が指定します。